

香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月19日

香川県知事 池 田 豊 人

香川県規則第5号

香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年香川県規則第73号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(電子情報処理組織による申請等)</p> <p>第3条 略</p> <p>2～4 略</p>	<p>(電子情報処理組織による申請等)</p> <p>第3条 略</p> <p>2～4 略</p> <p><u>5 知事等は、第1項の規定により申請等を行う者が次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている当該各号に掲げる書面等の提出を省略させることができる。</u></p> <p><u>(1) 申請等を行う者に係る前条第2項第3号アに掲げる電子証明書を送信する場合 申請等を行う者に係る住民票の写しであって、申請等を行う者の氏名、住所、性別又は生年月日を確認するために添付を求めているもの</u></p> <p><u>(2) 申請等を行う者に係る前条第2項第3号イに掲げる電子証明書を送信する場合 申請等を行う者に係る登記事項証明書であって、申請等を行う者の名称、所在地又は代表者の氏名若しくは資格を確認するために添付を求めているもの</u></p> <p><u>(3) 申請等を行う者に係る前条第2項第3号ウに掲げる電子証明書を送信する場合 申請等を行う者に係る住民票の写しであって、申請等を行う者の氏名、住所、性別若しくは生年月日を確認するために添付を求めているもの又は登記事項証明書であって、申請等を行う者の名称、所在地若しくは代表者の氏名若しくは資格を確認するために添付を求めているもの</u></p> <p><u>(4) 電気通信回線を使用して提供される登記情報（電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成11年法律第226号）第2条第1項に規定する登記情報をいう。）の利用を知事等に依頼する場合 当該登記情報に係る登記事項証明書</u></p> <p><u>(5) 申請等を行う者に係る財務諸表等に記載された事項を、会社法施行</u></p>

規則（平成18年法務省令第12号）第223条に規定する電磁的方法により、当該申請等を行った日から5年を経過する日まで不特定多数の者がその提供を受けることができる状態に置く場合 当該財務諸表等
(6) その他知事が定める場合 知事が定める書面等

(氏名又は名称を明らかにする措置)
 第7条 略

(氏名又は名称を明らかにする措置)
 第7条 略

(情報通信技術利用条例第8条の規則で定める書面等及び措置)
第8条 情報通信技術利用条例第8条の規則で定める書面等は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、同条の規則で定める措置は、同表の左欄に掲げる書面等ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

書面等	措置
<u>1 不動産登記法（平成16年法律第123号）第119条第1項に規定する登記事項証明書</u>	<u>次のいずれかに掲げる措置</u> <u>(1) 電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、次のいずれかに掲げる事項の知事等への提供</u> <u>ア 土地にあつては、当該土地の所在する市、区、郡、町、村及び字並びに当該土地の地番</u> <u>イ 建物にあつては、当該建物の所在する市、区、郡、町、村、字及び土地の地番並びに当該建物の家屋番号</u> <u>ウ 不動産登記令（平成16年政令第379号）第6条第1項に規定する不動産識別事項</u> <u>(2) 電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、知事等に電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成11年法律第226号）第2条第1項に規定する登記情報の送信を同法第3条第2項に規定する指定法人から受けさせるために必要なものとして当該指定法人から取得した符号その他の情報の当該知事等への提供</u>
<u>2 商業登記法第10条第1項（他</u>	<u>次のいずれかに掲げる措置</u> <u>(1) 電子情報処理組織を使用する方法その他の</u>

<p><u>の法令において準用する場合を含む。）に規定する登記事項証明書</u></p>	<p><u>方法により行う、次のいずれかに掲げる事項の知事等への提供</u></p> <p><u>ア 商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地</u></p> <p><u>イ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第16項に規定する法人番号</u></p> <p><u>ウ 商業登記法第7条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号</u></p> <p><u>(2) 1の項(2)に掲げる措置</u></p> <p><u>(3) 電子情報処理組織を使用する方法により行う、商業登記法第12条の2第1項及び第3項（これらの規定を他の法令において準用する場合を含む。）の規定による証明及び当該証明により確認される電子署名が行われた情報の知事等への提供</u></p> <p><u>(4) 電子情報処理組織を使用する方法により行う、第2条第2項第3号ウに掲げる電子証明書及び当該電子証明書により確認される電子署名が行われた情報の知事等への提供</u></p>
<p><u>3 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書</u></p>	<p><u>次のいずれかに掲げる措置</u></p> <p><u>(1) 電子情報処理組織を使用する方法により行う、第2条第2項第3号アに掲げる電子証明書及び当該電子証明書により確認される電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第2条第1項に規定する電子署名が行われた情報の知事等への提供</u></p> <p><u>(2) 電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の知事等への提供</u></p> <p><u>(3) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カードの知事等への提示又は</u></p>

	<p>同法第18条の2第6項の規定による同法第2条第8項に規定するカード代替電磁的記録の知事等への送信</p> <p>(4) 2の項(4)に掲げる措置</p>
<p>4 商業登記法第12条第1項(他の法令において準用する場合を含む。)の印鑑の証明書</p>	<p>2の項(3)に掲げる措置</p>
<p>5 市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市にあっては、市長又は区長若しくは総合区長とする。)が作成する印鑑に関する証明書</p>	<p>3の項(1)に掲げる措置</p>
<p>6 財務諸表等</p>	<p>財務諸表等に記載された事項を、会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第223条に規定する電磁的方法により、申請等を行った日から5年を経過する日まで不特定多数の者がその提供を受けることができる状態に置く措置</p>
<p>7 知事が定める書面等</p>	<p>知事が定める措置</p>

(補則)
第9条 略

(補則)
第8条 略

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。